

関西電力株式会社「(仮称)夕張ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に
対する意見について

令和4年8月23日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)夕張ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、関西電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道夕張市及び夕張郡栗山町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大84,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 5月30日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年 8月 9日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年 8月23日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

関西電力株式会社「(仮称)夕張ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

本配慮書では、風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置の可能性がある区域として広く設定することで位置・規模の複数案を設定し、事業実施に伴う騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観等に係る調査、予測及び評価が実施されている。一方で、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の全域が水源かん養保安林となっているほか、想定区域の広い範囲に植生自然度が高い植生の分布情報があり、事業の位置の選定に当たって、これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。このため、複数案からの絞り込み、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の構造・配置及び位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、本意見で指摘した観点及び関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む、事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安

林等が存在することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在していることから、風力発電設備の機種又は配置によっては、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年5月環境省）に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ることで等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えることで等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類等に対する影響

想定区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づき、森林鳥獣生息地として指定されている道指定清水の沢鳥獣保護区が存在している。また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第 75 号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等が確認されているほか、現在、生息は確認されてい

ないものの、シマフクロウの生息適地が存在することから、風力発電設備等の設置による森林鳥獣の生息空間の減少又は分断並びに風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による重大な影響が懸念される。さらに、想定区域及びその周辺は、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類等に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類等への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたエゾイタヤーシナノキ群落、エゾマツートドマツ群集等の植生や、森林法に基づき指定された保安林等が存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。